

令和5年11月時津町農業委員会 議 事 日 程

日時 令和5年11月27日（月曜日）10時～11時半

場所 時津町役場第2庁舎4階大会議室南側

1. 開 会（10時）

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－45号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－46号）

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－47号）

日程第5 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－48号）

日程第6 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

3. 出席委員

○農業委員（9名）

1 番 朝長 克二

2 番 吉川 博美

3 番 坂本 敬治

4 番 小畠 栄一

5 番 高橋 達男

6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔

8 番 濱田 信

9 番 渡辺 洋一

10 番 水口 直喜

11 番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1 番 岳田 稔人

2 番 溝上 直美

3 番 植田 秀之

4. 議事録署名人 10 番 水口 直喜

1 番 朝長 克二

開 会 10時00分

○議 長 皆さんおはようございます。

それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員11名、推進

委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますの

で、これより令和5年11月農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人の指名を行います。

議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、10番水口委員、1番朝長委員を指名いたします。

日程第2、議案第1号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。

譲受人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、浜田郷〇〇、畑276㎡です。売買による所有権の移転ですので設定期間は永久です。申請理由は譲受人は親名義の畑を耕作していたが、区画整理で畑がなくなったので別の畑を求めている。また会社への再雇用に伴い休日が増え農作業の従事日数を確保できるため、譲渡人は体調不良により耕作できなくなったためです。市街化調整区域第2種農地です。譲受人の常時従事者は1名で従事日数は150日、譲受人の経営面積は現在は0㎡です。2ページをお開きください。許可申請書です。譲渡人〇〇〇〇87歳、〇〇〇〇69歳、譲受人は65歳です。8ページは位置図、9ページは位置の詳細図です。10ページは現況写真です。以上です。

○議長

本件に関し、担当地区の委員からご意見はありませんか。

ないようでしたら、議案第1号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第1号は許可することに決定いたします。

次に日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

11ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。

賃借人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、賃貸人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、西時津郷〇〇、畑 1 2 5 3 m²です。

設定期間は 1 0 年です。申請理由は賃借人は規模拡大、賃貸人は高齢による規模縮小です。農業振興地域内農用地です。賃借人の常時従事者は 4 名で従事日数は合計で 2 1 0 日、賃借人の経営面積は現在は 9 7 4 3 m²です。1 2 ページをご覧ください。許可申請書です。賃貸人は 6 8 歳、賃借人は 5 7 歳です。1 8 ページは位置図、1 9 ページは位置の詳細図です。2 0 ページは現況写真です。以上です。

○議 長

本件に関し、担当地区の委員からご意見はありませんか。

（水口委員）

機械類もしっかり保有しており、よくご夫婦で頑張っておられる方なので期待しております。

○議 長

ほかにご意見ございませんか。

（濱田委員）

どんどん規模を拡大していることはいいことで、年齢的にも 5 0 代でやれる方なんだろうなと思うが、この規模をこの従事人数や日数でやっていけるものなのか。

（水口委員）

草刈り等の作業についてはリストに載っていない方を随時雇い入れながら作業を行っている

○事務局

現在は兼業となっているが、近いうちに事業を他の方に任せ、ご自身は農業に移行すると聞いている

（吉川委員）

農作物の販売等は現在どうなっているのか。

（水口委員）

区画を整理した上で、苗木から生産を始められた方なのでまだ販売に至るまでには生産できていないと思うが、ここ２～３年以内には数量がかなり上がってくるのではなかろうかと思う。

（辻委員）

みかん部会には参画されているようなので、ある程度は農協等に出荷していると思う。

○議 長

ほかに質問ございませんか。

ないようでしたら、議案第２号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第２号は許可することに決定いたします。

次に日程第４、議案第３号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

２１ページをご覧ください。農地法第３条の規定による許可申請です。

賃借人は議案第２号と同じ方ですので割愛いたします。賃貸人は、長崎市〇〇町〇〇、〇〇〇〇、農地は、西時津郷〇〇、畑６７０㎡のうちの６１０㎡となります。

設定期間は１０年です。申請理由は賃借人は規模拡大、賃貸人は高齢による規模縮小です。農業振興地域内農用地です。２２ページをご覧ください。許可申請書です。賃貸人は７２歳です。２７ページは位置図、２９ページは位置の詳細図です。３０ページは現況写真です。以上です。

○議 長

本件に関し、ご意見はありませんか。

（吉川委員）

第２号議案との賃料の違いは理由はあるのか

○事務局

土地自体は同じ単価で計算している。第２号議案ではぶどう棚の賃借を

加算しているので異なっている。

（吉川委員）

この単価は本町での現在の相場なのか。地区の人に聞かれることがある。

○事務局

いろんなパターンがあるがこの単価が多い。絶対にこの単価でないといけないということはない。尋ねられた時に目安として提示している。貸主が無償でいいという方もいるし、ハウスなどがあった場合には借主がその分を加算して払うこともある。双方納得した上で契約を結んでもらっている。

（池田委員）

記載されている金額は年額か月額か。

○事務局

年額です

○議長

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、議案第３号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第３号は許可することに決定いたします。

次に日程第５、議案第４号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

３１ページをご覧ください。農地法第３条の規定による許可申請です。

譲受人は時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇。譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、

〇〇〇〇、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇

〇、農地は、西時津郷〇〇、畑８５㎡です。売買による所有権の移転で

すので設定期間は永久です。申請理由は譲受人は住宅に隣接しており、

耕作を行うため、譲渡人は譲受人の土地を通行しなければならない囲繞

地であり、農業に従事していないためです。市街化調整区域第2種農地です。譲受人の常時従事者は2名で従事日数は260日、譲受人の経営面積は現在は200㎡です。32ページをお開きください。許可申請書です。譲渡人〇〇〇〇70歳、〇〇〇〇68歳、〇〇〇〇65歳、譲受人は68歳です。39ページは位置図、40ページは位置の詳細図です。42ページは現況写真です。以上です。

○議長

本件に関し、ご意見はありませんか。

(水口委員)

本件とは直接関係ないが、資料の写真が白黒印刷のため見にくい。次回から位置図や写真等はカラーで印刷してもらえないか。土地勘があればわかるが、なければ見にくい。

○事務局

次回からカラーにするなど見やすい資料を作成するよう心掛ける。

○議長

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、議案第4号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第4号は許可することに決定いたします。

日程第6、議案第5号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

43ページをご覧ください。時津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明いたします。毎年度初めに最適化活動の目標設定を行い、年度終わりに実績確認を行うこととしておりますが、これとは別に委員の改選時に①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新

規参入の促進、以上３点について指針を定めることとなっております。そのことに基づいてこの議案を提出するものです。

（指針の読み上げのため中略）

○議 長

本件に関し、ご意見はありませんか。

（辻委員）

現在の農地面積と１０年後の農地面積が同じであるが、減らしたらいけないということなのか。

○事務局

そういうことはないと思う。指針なのでわかりやすいように同じにしている。実際には農地面積は減少すると思う。

（水口委員）

指針に関しては特に意見はないが、この目標にどれだけ近づいていくためにはハードルがいくつもあると思う。新規参入に関して資金力のある方は容易だとは思いますが、それほど多くない方に関しては困難であるように思う。遊休農地の解消や農業経営を継続していくことに関しても同様で、町の補助などが不足していると思うし、条件が厳しいように思う。その点も含めて、今後町としてどのようにしていこうと考えているのかをもっと町から語ってほしいということを事務局にはお伝えしたい。

○事務局

町の施策方針の内容を私がこの場で語ることはどうかと思うが、現在、町独自の施策として行っているふるさと納税返礼品奨励金制度や農道の整備に関する補助等については他市町にはない斬新的な部分があり、町としても努力していると思う。何かいい案があればこのような総会の際に情報交換をさせていただければと思う。

（水口委員）

町の産業として農業は守っていかないといけないわけです。ＪＡや産業振興課と連携して今後の在り方を協議してほしいと思います。

○事務局

わかりました。

（辻委員）

今後の時津町の農業を語れる場というのはどこにあるのか。

○事務局

現在農業会議やＪＡとの意見交換の場というのは会長・事務局長が参加しているものが年に１、２回ある。今後団体に話してみる。

○議長

まずは委員が協議の足掛かりになるような意見を箇条書きでもいいので書いていただくことはできないか

（濱田議員）

協議の場を設けるにしても、意見の提出にしてもいきなり実施してもなにか漠然とする。農業者にアンケート等を行い問題点を洗い出した方が協議の入口として考えやすいではないかなと思う。

○事務局

様々な意見ありがとうございます。意見は持ち帰って協議します。

○議長

審議に戻ります。議案第５号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第５号は許可することに決定いたします。

以上をもちまして、１１月農業委員会を閉会いたします。次回は１２月２５日（月）午前１０時から場所はこの会議室で行います。

閉 会 １１時２０分

署名

署名